

令和7年度 熊本県農業振興促進審議会

次 第

日 時：令和8年2月2日（月）午後2時～

場 所：県庁行政棟本館5階 審議会室

1 開 会

2 議 事

第1号議案 会長及び副会長の選任について

第2号議案 農業振興地域の区域の変更について

（1）熊本都市計画区域区分見直しに伴う農業振興地域の区域の変更

① 熊本農業振興地域の縮小・拡大

② 合志農業振興地域の縮小

③ 菊陽農業振興地域の縮小

④ 嘉島農業振興地域の縮小

（2）用途地域設定に伴う農業振興地域の区域の変更

① 長洲農業振興地域の縮小

② 大津農業振興地域の縮小

第3号議案 全体見直しによる市町村農業振興地域整備計画の変更について

① 天草農業振興地域整備計画の変更

② 高森農業振興地域整備計画の変更

③ 氷川農業振興地域整備計画の変更

④ 湯前農業振興地域整備計画の変更

⑤ 球磨農業振興地域整備計画の変更

第4号議案 熊本県農業振興地域整備基本方針の変更について

3 閉 会

熊本県農業振興促進審議会 委員名簿

審議会条例第3条 第2項の区分	役職名	氏名
(1) 市町村長	熊本県町村会（氷川町長）	藤本 一臣
	熊本県市長会（宇城市長）	末松 直洋 ○
(2) 農林業団体その他関係団体を代表する者	熊本県農業会議会長	福原 幸一
	くまもと水土里ネット女性の会会長	森下 ひとみ
	熊本県森林組合連合会代表理事会長 （熊本県議会議員）	前川 収
	熊本県商工会女性部連合会副会長	蓮田 有貴子 ○
	熊本県農業協同組合中央会代表理事会長	宮本 隆幸
(3) 県都市計画審議会を代表する者	弁護士	森 則子
(4) 学識経験者	JA 熊本県女性組織協議会会長	喜多川 容紫子 ○
	熊本県土地改良事業団体連合会理事	酒瀬川 美鈴 ○
	熊本県立大学環境共生学部教授	柴田 祐
	熊本学園大学商学部教授	波積 真理 ○
	熊本県農業経営同友会監事	中塘 直美
	（有）やまとんファーム代表取締役	大和 洋子 ○

敬称略・順不同 ○は新任の方
任期：R8年1月1日～R10年12月31日

○熊本県農業振興促進審議会条例（平成 19 年 3 月 16 日条例第 23 号）

（設置）

第 1 条 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 4 条第 1 項に規定する農業振興地域整備基本方針の作成その他農業振興地域の整備に関する重要事項及び農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和 46 年法律第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成その他農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項を調査審議するため、熊本県農業振興促進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 農業振興地域整備基本方針の作成又は変更に関する事項
- （2） 農業振興地域の指定又は区域の変更若しくは指定の解除に関する事項
- （3） 市町村の農業振興地域整備計画の策定又は変更の協議に関する事項
- （4） 県の農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する事項
- （5） 農村地域への産業の導入に関する基本計画の作成又は変更に関する事項
- （6） 前各号に掲げる事項のほか、農業振興地域の整備及び農村地域への産業の導入の促進に関する重要事項

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、知事に意見を述べることができる。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- （1） 市町村長
- （2） 農林業団体、商工業団体その他関係団体を代表する者
- （3） 熊本県都市計画審議会を代表する者
- （4） 学識経験を有する者

（任期）

第 4 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長等）

第 5 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

（庶務）

第 7 条 審議会の庶務は、農林水産部において処理する。

（委任）

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

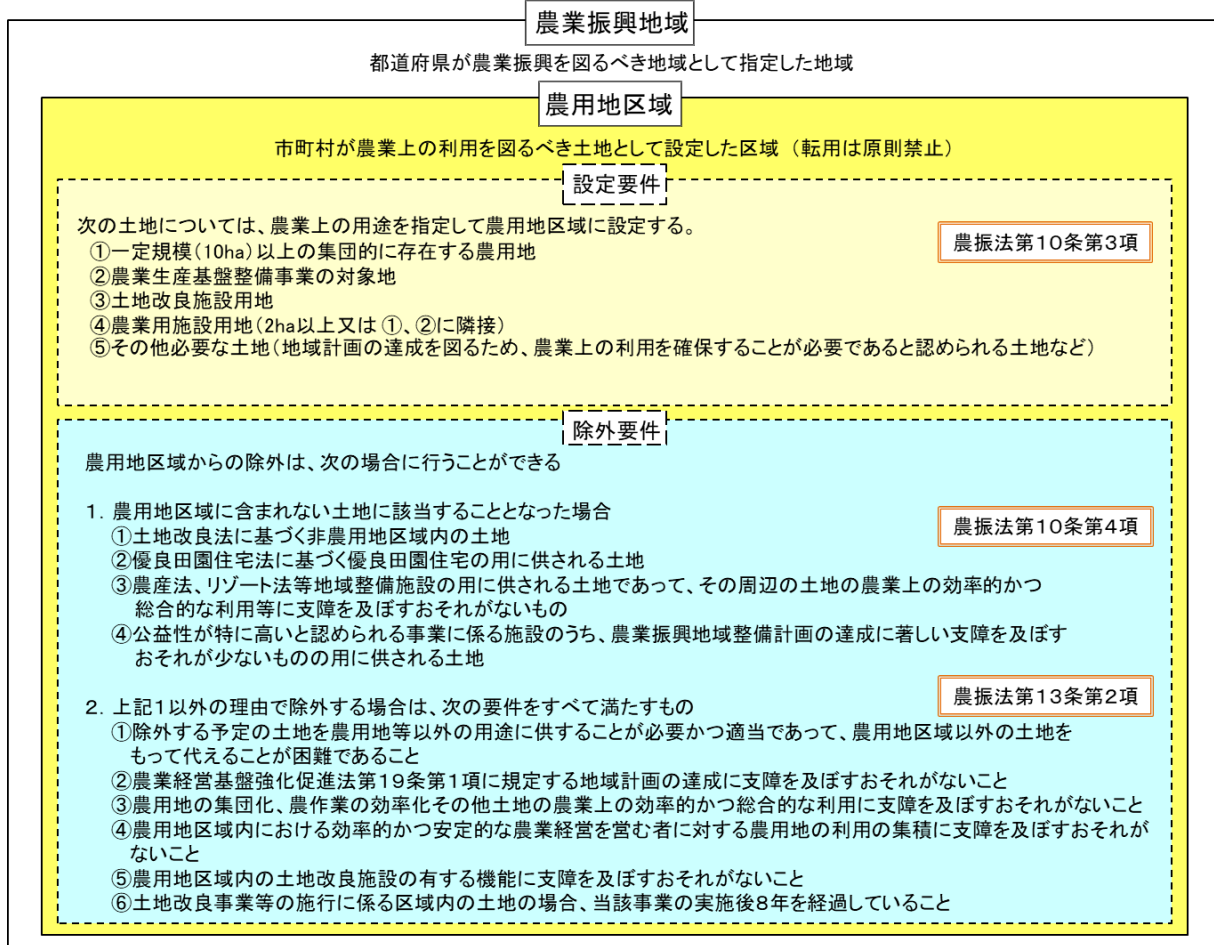
2 次に掲げる条例は、廃止する。

- （1） 熊本県農業振興地域整備促進協議会条例（昭和 44 年熊本県条例第 47 号）
- （2） 熊本県農村地域工業等導入促進審議会条例（昭和 46 年熊本県条例第 49 号）

附 則（平成 29 年 12 月 21 日条例第 44 号）

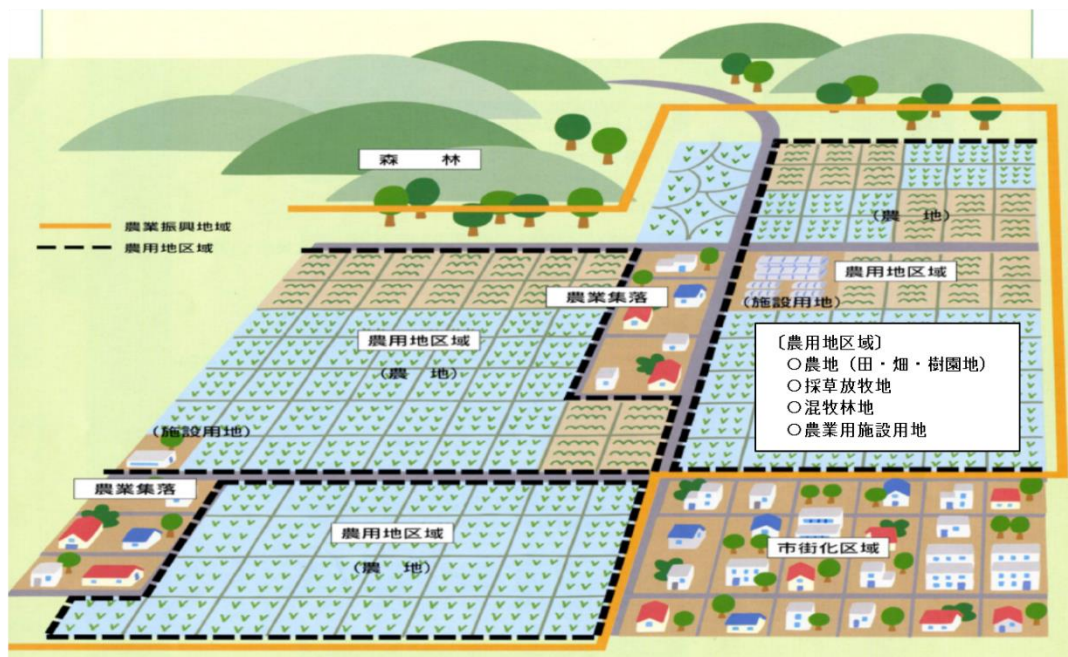
この条例は、公布の日から施行する。

【参考】農業振興地域と農用地区域

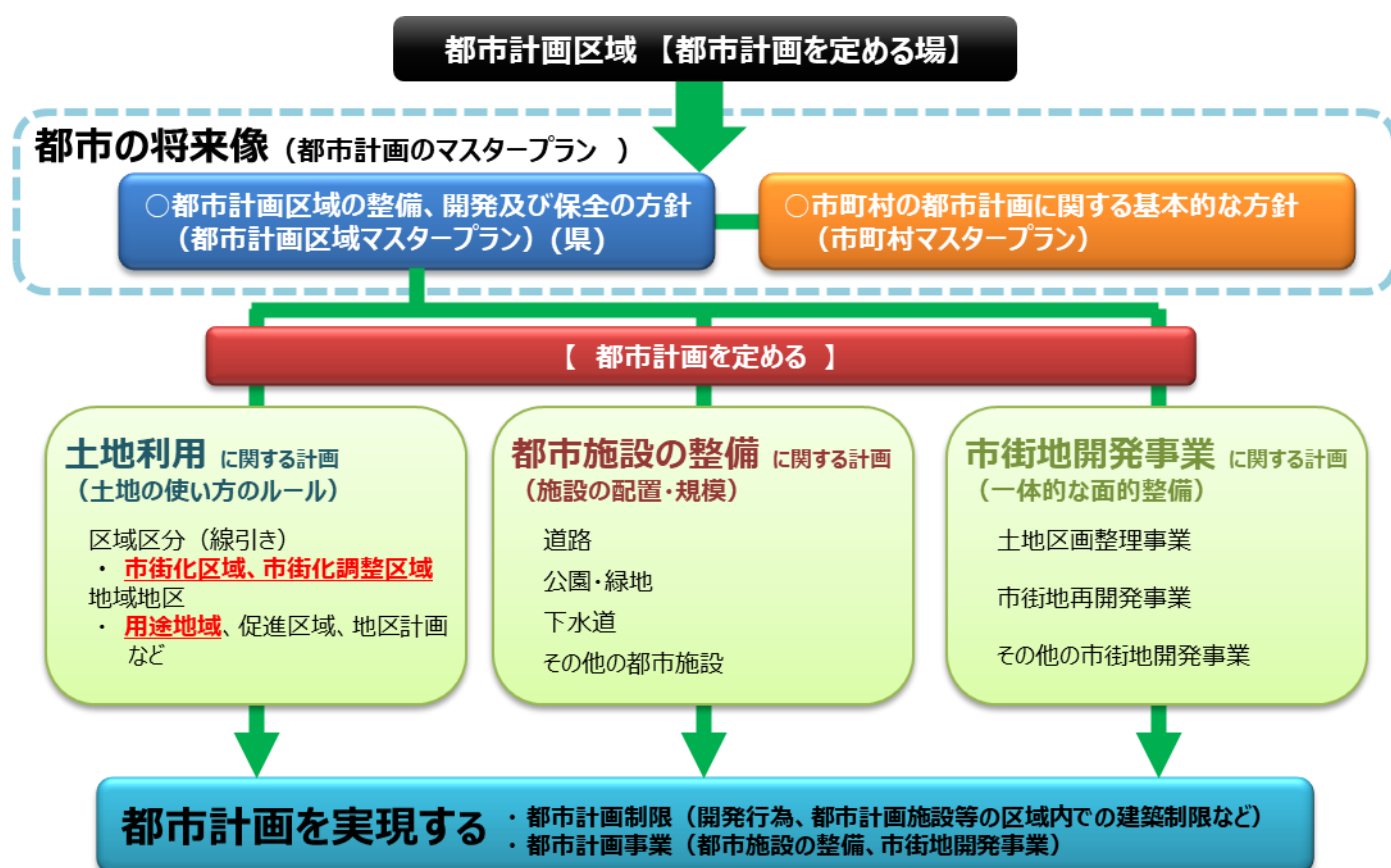


～農業振興地域のイメージ～

農業振興地域＝農用地区域＋農振白地地域



【参考】都市計画制度の仕組み



○都市計画区域とは

一体の都市として総合的に整備・開発・保全すべき区域。本県では17の都市計画区域を指定。

○区域区分（線引き）とは

市街化区域（すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）と市街化調整区域（市街化を抑制すべき区域）の区分。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは定めることができ、本県では「熊本都市計画区域」で設定。

○用途地域とは

建築物の用途、容積率、建ぺい率及び高さ等を規制することで、適正な機能と良好な環境を有する健全な市街地を形成するため定める都市計画。第1種住居地域、準工業地域などがある。